

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、法令遵守経営の強化に資することを目的とする。

(窓口及び所管)

第2条 職員等からの通報を受け付ける窓口を本会事務局に設置し、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口も本会事務局に設置し、所管する。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は本会の職員及び役員のほか、会員、取引事業者の労働者、サービス利用者とする。

(調査)

第5条 通報された事項に関する事実関係の調査は本会・会長が行う。

2 会長は、調査する内容によって、関連する部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規程等に従って処分を課すことができる。

(通報者の保護)

第9条 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して、不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規程等に従って処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

第 10 条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。本会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規程等に従って処分を課すことができる。

(通知)

第 11 条 本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第 12 条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正な目的の通報を行ってはならない。本会は、そのような通報を行った者に対し、就業規程等に従って処分することができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第 13 条 通報処理担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(改廃等)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の同意を得て、評議員会の議決を得なければならぬ。また、本規程の運用に際しては、本会。会長を責任者とする。

附 則 本規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。